# 遠隔オールインカメラサービス契約約款

## 第１章　総則

（約款の適用）

第１条　株式会社ニューメディア（以下、「当社」といいます。）は、この「遠隔オールインカメラサービス契約約款」及び別紙料金表（以下、あわせて「本約款」といいます。）を定めます。本サービスの利用契約（以下、「利用契約」といいます。）は、申込者が当社に対し本約款に同意の上で申込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立し、本約款の内容は利用契約の具体的な内容となります。

２　当社は、電気通信事業者である株式会社インターネットイニシアティブ（以下、「IIJ」といいます。）の電気通信回線設備を利用して、MVNO（電気通信役務を提供する電気通信事業者）として第４条第１項第２号の通信役務を提供します。なお、通信役務に関する利用条件、通信制限その他仕様等のうち重要な事項は本約款に定めるものとし、本約款に定めのない事項については、IIJが定める提供条件（IIJの定める「IIJmioサービス契約約款」及び「IIJmioモバイルサービスにおいて定める事項」）に準じるものとします。

３　本サービス以外のサービスを当社が提供する場合、又は本約款に定めのない事項については、別に定める該当サービスの契約約款、その他の規約又は個別契約の定めが適用されます。

（用語の定義）

第２条　本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|---|---|
| 本サービス | 第４条第１項に定める「遠隔オールインカメラサービス」の総称をいいます。 |
| 本機器 | 本サービスの利用のために、当社が契約者に対して販売する遠隔オールインカメラ本体をいいます。 |
| データ通信専用ＳＩＭ | 本サービスの電気通信役務として、当社が契約者に貸与するデータ通信専用のＳＩＭカードをいいます。 |
| 申込者 | 当社に対して、本サービスの利用申込みを行う者をいいます。 |
| 契約者 | 本約款に基づく利用契約を当社と締結した者をいいます。 |
| 利用者 | 契約者、契約者の家族、契約者が法人である場合の当該法人の従業員および当該法人が利用を認める者(以下「関係者」といいます。)、その他契約者が本サービスの利用を認める者をいいます。なお、利用者の本サービス利用に関する一切の行為は、契約者の行為とみなします。 |
| 専用アプリ | 本サービス(本機器の映像確認や設定等)を利用するために、利用者が用意する端末(ｉＯＳ機器又はＡｎｄｒｏｉｄ機器)にイ |

| | |
|---|---|
| | ンストールする必要がある、本機器の製造元が提供する公式のアプリケーションをいいます。 |
| アカウント情報 | 専用アプリを利用するために、利用者が登録・設定したユーザーＩＤおよびパスワードその他の情報をいいます。 |

（約款の変更）

第３条　当社は、次に掲げる場合には、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく約款の変更をすることができるものとします。

（１）変更内容が、契約者の一般の利益に適合するとき。

（２）変更内容が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２　当社は、前項に定めた約款の変更を行う場合は、当該変更の影響を受ける契約者に対し、次に掲げる内容を、予め相当の期間を設けて通知し、ホームページ等でも周知します。

（１）約款の変更を行うこと。

（２）約款の変更に関する効力発生時期。

（３）変更後の約款及び当該変更内容について。

３　前項に定める周知を行い、変更の効力発生時期が到来した後も契約者が本サービスを利用したときは、契約者は変更後の約款について同意しているものとみなし、料金その他の提供条件は変更後の約款によるものとします。

## 第２章　契約

（本サービスの内容）

第４条　当社が提供する「遠隔オールインカメラサービス」（以下、「本サービス」といいます。）は、次に掲げる物品の販売及び電気通信役務を一体として提供するセットサービスであり、その内容は次のとおりとします。

（１）機器販売：遠隔オールインカメラ（以下、「本機器」といいます。）の販売（映像は本カメラに挿入されたSDカードにのみ保存され、クラウド保存機能は含まれません。）。

（２）通信役務：月間３ＧＢのデータ通信専用ＳＩＭ（以下、「本ＳＩＭ」といいます。）の提供。

（３）データ通信量の追加：前号に定める月間データ容量を超過した場合における、追加のデータ通信容量の販売。

２　本サービスに関する費用及び利用料は、別紙料金表に定めるところによります。

（サービスの提供区域）

第５条　本サービスの提供区域は、IIJが提供するサービス「IIJmioサービス」の提供区域内であって、当社ホームページ（URL：https://www.ncv.co.jp/about/areamap/）に

定める区域に限るものとします。

（契約の単位及び上限）

第６条　本サービスの契約は、本機器１台ごとに１契約が成立するものとします。

２　同一の契約者が締結できる契約数は、最大５契約までとします。

（申込条件）

第７条　本サービスは、申込者が単独で所有若しくは使用する敷地若しくは建物、又はこれらと同等の正当な設置権限を有する場所に本機器を設置する場合に限り、お申込みいただけます。

２　申込者が単独の所有権又は完全な使用権を有しない場所、或いは第三者の権利が含まれる共同利用場所（集合住宅の共用部、分譲マンションのベランダ、又は共用の駐車場など、契約者以外の者と共同で利用する場所を含みますがこれらに限られません）へ本機器を設置しようとする場合は、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、お申込みいただけるものとします。

（１）当該場所の所有者、管理組合、地主その他正当な管理権限を有する者（以下、「所有者等」といいます）から、本機器の設置及び本サービスの利用に関する事前の承諾を、申込者の責任において得ていること。

（２）本サービスの申込書を当社に提出する際、当社指定の承諾書又はこれに準じる所有者等の承諾を証明する書面を、当該申込書に添付して一緒に提出すること。

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

（１）本サービス申込時点で、当社の提供するいずれかのサービスに料金の滞納があるとき。

（２）過去に、当社の提供するいずれかのサービスにおいて料金の未払いによる強制解約等の処分を受けたことがあるとき。

４　申込者は、第５８条（反社会的勢力等及び不当な要求行為の排除）第１項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、同条第２項各号に掲げる行為を行わないことを確約するものとします。

（申込における本人確認）

第８条　本サービスの申込者は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成１７年法律第３１号）に基づき、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認（以下、「本人確認」といいます。）を行うため、当社が定める本人確認書類を提示する必要があります。

２　前項に定める本人確認書類は、次のとおりとします。

【本人確認書類】

・マイナンバーカード：通知カードはご利用いただけません。

・運転免許証　　：各都道府県公安委員会が発行したもので、国際免許証はご

利用いただけません。

・運転経歴証明書　　：永年有効のものに限ります。

・在留カード又は特別永住者証明書・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、又は療育手帳。

【補助書類】

・住民票の写し　　：発行日から３か月以内のものに限ります。

・公共料金領収書　：申込者本人名義で、現住所が記載されている電気、ガス、水道の領収印がある領収証、又は発行日若しくは口座引き落とし日及び現住所が記載されている口座振替済通知書に限ります。クレジットカード払いの領収証等はご利用いただけません。

３　本人確認書類及び補助書類（以下、「本人確認書類等」といいます。）は、次の各号のすべてを満たすものに限り、ご利用いただけます。

（１）本人確認書類等の原本を提示すること（当社にて複写のうえ、原本はその場で返却します。コピーの持ち込みは不可とします）。

（２）氏名、生年月日及び現住所が記載され、有効期限内（有効期限の記載がない書類は、発行日から３か月以内）であること。

（３）本人確認書類に記載の住所と現住所が異なる場合は、現住所の記載がある補助書類が提示されていること。

（４）個人番号（マイナンバー）を当社が確認できる状態にないこと。ただし、マイナンバーカードを提示する場合は、個人番号が記載された面（マイナンバーカード裏面）の提示を要しないものとし、その他個人番号の記載がある書類の複写等を行う場合は、当該番号が判別できないようあらかじめ黒塗り等の措置がなされていること。

４　当社は、本人確認のため本人確認書類等について、発行元の機関に対して照会を行う等、当社が必要と判断する措置を講じる場合があります。

（申込方法）

第９条　本サービスの契約申込みは、申込者があらかじめ本約款を承諾のうえ、当社の申込書に次の所定事項を記入し、これを当社に提出する方法によって行うものとします。

（１）申込者の氏名又は法人名及び代表者名、住所又は所在地、電話番号、メールアドレス等。

（２）本機器を設置する場所。

（３）その他当社が指定する必要事項。

２　本機器の設置場所に第三者の所有権や権利が含まれる場合は、第７条（申込条件）第２項に定めるとおり、所有者等からの承諾書面を契約申込書と一緒に提出するものとします。

（申込の承諾及び成立）

第１０条　当社は、第９条（申込方法）に定める方法による本サービスの契約申込みがあったときは、これを審査のうえ承諾するものとし、当社が承諾の通知を発信したときに

契約が成立します。

2　当社は、本サービスの契約申込みがあったときは、原則として受け付けた順番に従って承諾するか否かを判断します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときには、その順番を変更することがあります。この場合、当社は申込を行った者に対して、判断の順番を変更した旨をその理由とともに通知するものとします。

3　当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、契約の申込みに対する諾否の判断を延期することがあります。

4　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

（1）本サービスの提供について、設備の設置又は保守において技術的な理由等により困難な場合。

（2）申込者が本サービスの料金その他の債務（本約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じ。）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる客観的な理由がある場合。

（3）申込者が当社に通知した所定の事項に虚偽又は不備（書面等での名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違、記入漏れ等を含みます。）がある場合。

（4）申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり、法律上必要とされる法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意、代理権の授与その他必要な手続きを得ていることが確認できない場合。

（5）第８条（申込における本人確認）において、本人確認ができない場合。

（6）料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合。

（7）申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合。

（8）その他、前各号に準ずる当社の業務上のやむを得ない支障がある場合。

（9）約款及び別に定める規定等に、特段の定めがある場合。

（１０）申込者が第５８条（反社会的勢力等及び不当な要求行為の排除）に定める反社会的勢力等に該当すると当社が判断した場合。

5　当社は、本条第４項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求することがあります。この場合において、当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

6　当社は、第６条（契約の単位及び上限）において、同一の契約者が同時に利用することができる本サービスの契約数について上限を定めます。この場合において、当該上限を超えて本サービスの申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

7　本条第３項から第６項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。ただし、第４項第１０号に該当する場合は、申込者への通知を行わないものとします。

（書面の交付）

第１１条　当社は、契約者に対し、法律で義務づけられている契約内容を記載した書面（以下、「契約書面」といいます。）を、契約の締結時に交付します。

2　契約書面は、次のいずれかの方法により交付するものとし、申込者は契約申込み時にその方法を選択するものとします。

（1）書面による交付

（2）電子メールへの添付その他当社の指定する電磁的方法による交付

3　当社は、申込者が前項第２号の電磁的方法による交付を希望し、かつ、当社の定める手続に従って事前に同意した場合に限り、同号の方法による交付を行うものとします。

（申込のキャンセル・クーリング・オフ）

第１２条　契約者は、第１１条（書面の交付）の契約書面を受領した日から起算して８日を経過するまでの間、書面（郵送等）又は当社ウェブサイトの申込フォーム（電磁的記録）により、利用契約及び申込みの撤回又は当該契約の解除（以下、「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。

2　前項の規定によるクーリング・オフは、契約者が同項の書面を投函（消印日）した時、又は当社ウェブサイトの申込フォームから送信を完了した時にその効力を生じます。

3　契約者がクーリング・オフを行った場合、当社は速やかに本機器を当社の費用負担にて引き取るものとし、設置工事が完了している場合の原状回復にかかる費用もすべて当社が負担します。

4　契約者がクーリング・オフを行った場合、当社は受領済みの初期費用や月額利用料に加え、受領済みの設置工事代金がある場合はその全額を速やかに返還するものとし、損害賠償や違約金の請求は一切行いません。

5　本契約の締結に付随して、契約者が当社との間又は当社の媒介等により締結した他の契約（本ＳＩＭに係る通信役務契約等を含みます）についても、本条第１項に基づくクーリング・オフに伴い、当然に一括して解除されるものとします。

6　契約者は、本サービスに係る設置工事を当社に依頼している場合において、本条第１項に基づくクーリング・オフを行うときは、工事当日の行き違いを防止するため、同項の書面又は申込フォームによる通知に加え、当社へ事前に電話による連絡を行うよう協力するものとします。

（契約上の地位の譲渡禁止）

第１３条　契約者は、本サービスに係る契約上の地位を、第二親等以内の親族以外の第三者に譲渡することはできないものとします。

2　契約者に以下の各号の事由が生じ、かつ、その承継人から当社に対して請求があった場合には、本サービスに係る契約上の地位が承継又は譲渡されるものとします。

（1）　第二親等以内の親族への譲渡による場合。

（2）相続による場合。

（3）法人合併等により全事業の承継が行われた場合。

（4）その他、当社が認めた場合。

（契約者の変更）

第１４条　当社との契約について契約名義人の変更（第１３条に定める契約上の地位の譲渡又は承継による契約者の変更をいい、以下、「名義変更」といいます）を行う場合は、第１３条の定めに該当する場合に限り行うことができるものとし、新たに契約名義人となる者は、その変更を証明する書類を添えて、当社において所定の書面にて申し出るものとします。

2　前項の名義変更の手続き（新たに契約名義人となる者の本人確認等を含みます）については、第８条（申込における本人確認）の規定を準用します。この場合において、同条中「申込者」とあるのは「新たに契約名義人（契約者）となる者」と読み替えるものとします。

3　前条又は第１項に基づき新たに契約者となった者は、別紙料金表に定める名義変更事務手数料を支払うものとします。

（申込内容の変更）

第１５条　契約者は、本サービス申込時に提出した所定事項（氏名、住所、連絡先等を含みます）について変更がある場合には、速やかに当社の指定する方法によって申し出るものとします。

2　前項の変更の申し出（契約者の登録情報の変更に伴う本人確認等を含みます）については、第８条（申込における本人確認）の規定を準用します。この場合において、同条中「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

（利用者によるサービスの休止）

第１６条　本サービスはその性質上、契約者の都合による利用の一時休止（一時的な利用の中断、停止及びこれらに伴う料金の減免等を含みます）は行えないものとします。

（契約者が行う解約）

第１７条　契約者は、当社に対し、当社が指定する方法で通知をすることにより、本サービスを解約することができます。なお、契約者の通知による解約の効力は、当該通知が当社に到達した日の属する月の末日に生じるものとします。

2　第２４条（利用の制限）又は第４６条（利用の中止）第１項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3　契約者は、本サービスを解約する場合、解約月までに発生したすべての料金（解約月の月額利用料金を含みます）について、当社に対する支払義務を負います。この場合、契約者は、第３４条（料金の支払い方法）に定める請求時期に基づき、解約効力の発生後であっても、未精算の料金がすべて請求されるまで支払わなければなりません。

4　本サービスを解約した場合、契約者は、当社に対してＳＩＭカードを速やかに返却するものとします。

5　契約者は解約に伴い、当社に対して、本機器の取外しを請求することができます。その場合、本機器の取外し費用は契約者の負担とします。

6　当社は前項の取外しの際に、機器を固定していたビス留め箇所をコーキング材による防水処理で塞ぎます。ただし、本作業は家屋、構築物外壁全面の回復を図るものではなく、取外し工事に通常伴う外壁等の軽微な損耗等の回復を要する場合には、契約者が自己においてその復旧工事を行うものとします。なお、当社の責めに帰すべき事由により家屋、構築物等に損害が生じた場合については、この限りではありません。

7　第５７条（サービスの休廃止）の規定により本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された本サービス契約が解除されたものとします。

（当社が行う契約解除）

第１８条　当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合において、契約者に対し相当の期間を定めて催告し、その期間内に当該事由が解消又は是正されないときは、本サービスの契約を解除することができるものとします。この場合、第１７条（契約者が行う解約）第３項ないし第５項の規定を、「解約」を「解除」と読み替えて準用します。

（１）第４５条（利用の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、その停止事由を相当期間解消又は是正しない場合。

（２）第４５条（利用の停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由がある場合。

（３）第１０条（申込の承諾及び成立）第４項各号に定める事由に該当する場合。

（４）契約者の所在が不明になり、又は当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となった場合

（５）その他、契約者が本契約又はそれに付随する契約に違反した場合。

（６）その他契約を継続し難い重大な事由が存在する場合。

2　前項の規定による解除の効力は、催告において定めた相当の期間（期間の記載のない場合は通知発送日の翌日から起算して２週間）が経過したときに、当該事由の解消又は是正がない場合に限り発生するものとします。

3　当社は、前二項の規定にかかわらず、契約者が第１項第３号（第１０条第４項第１０号に該当する場合に限る。）に該当するときは、契約者に対する催告その他の手続きを要することなく、直ちに本サービスの契約を解除することができるものとします。

（契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）

第１９条　契約者本人が本サービスの解約を希望しているにもかかわらず、契約者本人による解約の申し出が困難な場合、契約者本人の二親等以内の親族（以下、「代理申請者」といいます）が本人に代わり申し出ることができるものとします。

2　前項の申し出にあたっては、代理申請者は、他の二親等以内の親族との間で、当該解約又は変更についてあらかじめ同意を得ておくものとします。

3　本条に基づく手続きに関し、他の二親等以内の親族その他の第三者との間で紛争が生じた場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、代理申請者の責任と負担において解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。

4　本条第１項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由及び本サービスを継続することが困難な事由があると当社が認めた場合は、当社は加入契約の解約を認めるものとします。この場合は、第１７条（契約者が行う解約）の規定に準じて取扱います。

## 第3章　ＳＩＭ

（通信契約の定義及び仕様）

第２０条　本サービスにおいて提供する電気通信役務（以下、「通信契約」といいます。）は、株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）が提供する移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供するものであり、その仕様は次に従って区分されるものとします。なお、国際ローミング利用時は、データ通信はできません。

（１）タイプ区分

Dタイプ：ドコモが提供する移動無線通信に係る通信網を利用するもの。

（２）データ通信プラン区分

３GBプラン（シングル）：月間３ＧＢのデータ容量（バンドルクーポン）を利用できるもの。

（３）機能区分

データ通信専用ＳＩMカード：インターネットプロトコルによる相互通信を利用できるＳＩMカードを、当社が契約者に貸与するもの。

2　前項に定めるＳＩMカードが所属する料金プランの単位を「料金グループ」といいます。

（データ通信ＳＩM利用の要件等）

第２１条　当社は、本サービスの利用要件を以下に定めるものとします。

（１）契約者が本サービスにおいて使用するＩＰアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該ＩＰアドレス以外のＩＰアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

（２）本サービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

（３）契約者は、当社が指定するＳＩMカード以外の通信手段を用いた本サービスの利用、及び当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

（４）ＳＩMカードに初期不良が存在する場合、契約者は、ＳＩMカードの引渡し後１４日以内に当社に申し出ることにより、無償交換を請求することができま

す。

（５）契約者は、本サービスにおいて当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について、第三者に販売、譲渡、又は再提供してはならないものとします。

（６）本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社の販売した本機器に限るものとします。また、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

（７）契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、他の電気通信事業者と卸役務に係る契約、又は相互接続協定を締結することがあることをあらかじめ同意するものとします。また、後者の場合において、当該電気通信事業者と契約者の契約締結を当社が取り次ぐことにより本サービスを提供すること（ただし、当社から当該電気通信事業者への契約者の個人情報の提供は行われません）をあらかじめ同意するものとします。

（ＳＩＭカードの管理）

第２２条　契約者は、当社が貸与するＳＩＭカード（以下、本条において「貸与機器」といいます）につき、次の事項を遵守するものとします。

（１）当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと。

（２）当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、賃貸、譲渡その他の処分をしないこと。

（３）貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること。

２　契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。

（１）本サービスの契約が事由の如何を問わず終了した場合。

（２）前号に掲げるほか、貸与機器を利用しなくなった場合。

３　契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに、当該貸与機器を当社に返還するものとします。

４　貸与機器の故障が契約者の責めに帰すべき事由によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。

５　契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

６　契約者は、当社に対し、亡失品（第２項及び第３項に定める返還がなかった場合の当該貸与機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。

７　前項の亡失負担金の支払完了をもって当該亡失品の所有権は契約者に移転し、当社は受領済みの金額を返還しません。ただし、支払後３か月以内に当該亡失品が当社が定める再利用可能な基準を満たす状態で発見・返還された場合に限り、契約者は

当社に対し、亡失負担金から当社所定の事務手数料（返還に伴う検品・再生費用等を含みます）を差し引いた額の返還を請求できるものとします。なお、支払後３か月を経過した後は、亡失品の商材価値の低下に鑑み、当社は返還の受領及び返金には応じないものとし、当該亡失品は契約者の責任において処分するものとします。

（通信制限）

第２３条　本サービスにおいては、第２４条（利用の制限）及び第４５条（利用の停止）に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限（速度制限等）することがあり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。なお、具体的な帯域制限の実施基準については、重要事項説明書に掲載するものとします。

（利用の制限）

第２４条　当社又はサービス提供元であるIIJは、電気通信事業法第８条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

２　当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成１１年法律第５２号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

３　当社又はサービス提供元であるIIJは、第４３条（ID等の管理）第５項の定めに従い、認証情報の流出等による異常通信を検知した場合は、本サービスの利用を一時的に制限し、契約者に対してその旨を通知するものとします。

４　前項の措置は一時的に行うものであり、これらの措置を行う場合、当社はホームページ等で通知を行うものとします。また、第１項の措置は混雑状態が緩和され次第、第３項の措置は当該異常通信の原因が解消又は是正され次第、それぞれ解除するものとし、ホームページにてその旨を通知するものとします。ただし、緊急時においては、その限りではありません。

（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）

第２５条　契約者は、その料金月の末日において本サービスの提供を受けている場合、別紙料金表に定めるブロードバンドユニバーサルサービス料（事業法に定める高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金及び負担金算定等規則（令和４年総務省令第７０号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金。）の支払いを要します。

## 第４章　遠隔オールインカメラ本体

（カメラの購入について）

第２６条　本サービスの利用にあたり、当社は、契約者に対して当社が規定する本機器を販売します。なお、当社は、当社が販売した本機器について、他社が提供するサービスでの利用は保証いたしません。

２　当社は、本サービスの契約者に対して、第６条（契約の単位及び上限）第２項に定める契約上限数まで本機器を販売します。ただし、本機器の故障又は紛失により再購入を必要とする場合については、この限りではありません。

３　本機器の所有権は、次の各号に定める時点で、当社から契約者に移転するものとします。

（１）当社に設置を依頼した場合は、その設置が完了した時点。

（２）契約者が自ら設置する場合は、契約者が本機器を受領した時点。

４　本サービスは、第５条（サービスの提供区域）に定めるエリア内での利用を前提としたサービスです。契約者が本サービスの利用中に本機器を当該エリア外に設置又は利用した場合、当社は本サービスの提供を停止することがあります。また、エリア外での利用により生じた損害や通信不具合について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

５　契約者は、当社に対して本機器の設置、設置場所の変更、移設、取外等の工事を請求する場合、第４７条（設置及び費用負担等）及び第４８条（設置場所の変更）の規定を適用するものとします。

（カメラの保証期間）

第２７条　本機器の保証期間は、当社から契約者に所有権が移転した日から起算して１８か月とします。

２　前項の期間内に本機器において故障又は不具合が発生した場合、当社は該当製品の確認及び調査を行い、修理或いは交換等を行うものとします。なお、その故障の原因が契約者の責めに帰すべき事由によらない場合、当社は無償にて対応を行います。

３　次の各号のいずれかに該当する場合は、本条の保証対象外とし、修理又は交換等の対応は契約者の負担とします。

（１）第４４条（禁止事項）又は第５４条（免責事項）に該当する行為に起因する破損・故障。

（２）火災、水害、落雷、地震等の天災又は第三者（利用者を含みます。以下同じ）による破損・盗難などの外部要因。

（３）契約者による改造、分解、加工、不適切な設置・取り外し等。

（４）本条第１項に定める保証期間を過ぎた場合。

（専用アプリ）

第２８条　本サービスの利用にあたり、契約者は、本機器の製造元が提供する専用アプリケーション（以下、「専用アプリ」といいます。）を自己の通信端末（スマートフォン又はタブレット）にダウンロードし、アカウント登録及びログインを行う必要があります。その際、契約者は、専用アプリの提供元が定める利用条件及びプライバシーポリシーの内容を確認のうえ、これに同意するものとします。

2　本サービスの利用開始後、契約者は専用アプリを通じて、本機器の映像の閲覧や設定変更等を行うことができます。

3　本サービスにより録画される映像の保存先には、本機器に付属するSDカードを使用します。録画される映像は、永久に蓄積されるものではなく、当該SDカードの容量に応じて古い映像から順次自動で上書きされます。

4　契約者は、専用アプリ及びログインアカウントを自己の責任において適切に管理するものとし、これらを第三者に貸与、譲渡、売買、又は再配布等してはならないものとします。

（外部提供機能の利用について）

第２９条　当社は、通信規格の変更や本機器の製造元による仕様変更等に伴い、本サービスにおいて提供する機能（専用アプリの機能を含みます。以下、本条において「提供機能」といいます。）の仕様の全部又は一部を変更することがあります。

2　本機器の製造元によるサービス終了など、当社の責めに帰さない事由により提供機能の提供が困難となった場合、当社は契約者に対し１か月以上前に通知することにより、当該提供機能の提供を終了できるものとします。

3　前項の規定に基づき提供機能が終了・変更された場合であっても、本機器本体の初期不良又は第２７条（カメラの保証期間）に定める保証期間内の自然故障である場合を除き、当社は、機器の返品、返金、買取りの請求には応じません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第５章　　料金

（料金の適用）

第３０条　本サービスの利用に関して、契約者に適用される料金（以下、「本サービスの料金」といいます。）は、初期費用、月額料金、通信量の追加分、本サービスが個別に定める料金、及び別に定める手続きに関する料金として、別紙料金表に定めるものとします。

2　契約者が、当社の指定する他のサービスを併せて利用している等、別紙料金表に定める割引条件を満たす場合、月額料金に割引を適用するものとします。

3　当社は、社会経済情勢等の変化にともない本サービスの料金を改定（料金表の変更）することがあります。この場合、当社は、改定日の１か月前までに、改定後の料金及びその効力発生時期（改定日）を、当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により契約者に周知するものとします。

（料金支払いの義務）

第３１条　契約者は、当社に対し、前条に定める本サービスの料金を支払うものとします。

2　契約者は、本サービスの契約の申し込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、手続きに関する料金の支払義務を負うものとします。ただし、当社が当該手続きの事務に着手する前に、当該申し込みの撤回又は請求の取り消しがあ

ったときは、この限りではありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

3　月額料金は、本サービスの提供を開始した日の翌月１日から起算して、契約の解約若しくは解除の各効力発生日、又は期間満了その他の終了原因が生じた日の属する月の末日までの期間について発生します。ただし、本サービスの提供を開始した日の属する月の途中で解約手続きを行った場合に限り、契約者は解約月の月額料金として１か月分の満額の支払義務を負うものとします。なお、いずれの解約月においても月額料金の日割り計算は行いません。

4　前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料の支払は、次の各号のとおりとします。ただし、自然災害その他当社の責めに帰することのできない事由による一時中断等の場合は、この限りではありません。

（１）第２４条（利用の制限） 及び第５１条（本サービスの提供中止）に規定する利用の一時中止 があった場合は、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

（２）第４５条（利用の停止） に規定する利用停止があった場合は、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

5　前二項の定めに関わらず、契約者の責めに帰することができない事由により、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じ、かつそのことを当社が認知した時刻から起算して２４時間以上その状態が連続した場合は、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（２４時間の倍数である部分に限ります）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）の支払を要しないものとします。

6　当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

7　本サービスが解約又は解除された場合であっても、契約者は、第２６条（カメラの購入について）に基づき販売された本機器の購入費用について、当社に対する全額の支払義務（未払い分がある場合はその清算義務）を負うものとします。ただし、第１２条（申込のキャンセル・クーリング・オフ）の規定に基づき適法にクーリング・オフ（契約解除）された場合を除きます。

（工事に関する費用の支払義務）

第３２条　契約者は、本機器の設置を当社に依頼することができます。この場合、契約者は別紙料金表に定める工事費（消費税等相当額を含みます。）に同意のうえ申し込むものとし、当該料金を支払うものとします。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消（以下、本条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。また、既にその工事に関する費用が支払われている場合は、当社は、その料金を返還します。

2　工事の着手後完了前に契約の解除等があった場合、前項の規定にかかわらず、契約

者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担するものとします。なお、第１２条（申込のキャンセル・クーリング・オフ）に規定する解除等の場合には、同条第３項及び第４項の規定を準用するものとします。

（その他の費用負担）

第３３条　契約者は、専用アプリケーションの利用に伴い、通信端末及びインターネット接続環境及び無線 LAN 接続環境を用意するものとします。なお、専用アプリ利用にかかる通信費用及びその他の費用は契約者が負担するものとします。

（料金の支払い方法）

第３４条　当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。ＳＩＭ申込手数料及び通信量を追加した利用分は翌々月の請求となります。

2　工事費、設定費、その他本サービスが個別に定める料金については、翌月のご請求となります。

3　契約者の料金等の支払方法は、原則として口座振替又はクレジットカード払いとします。ただし、当社との合意がある場合はこの限りではありません。

4　クレジットカード払いについては、当社のクレジットカード利用規約への同意が必要となります。

5　契約者が本約款に基づく料金の支払いを怠った場合は、改めて当社が指定する支払方法により支払うものとします。

6　当社は、原則として請求書及び領収書の発行は行わないものとします。契約者が発行を希望する場合は、当社が別紙料金表に定める発行費用を支払うものとします。

7　契約者が本約款に定める料金等の支払を怠り、当社の督促に応じない場合は、第４５条（利用の停止）及び第１８条（当社が行う契約解除）の定めに基づき、サービスの停止又は契約の解除を行うものとします。

8　契約者は、料金収納業務について、当社が収納代行会社に委託する場合があることを承諾するものとします。

（消費税等の加算及び端数処理）

第３５条　契約者が、本約款の規定により別紙料金表に定める料金について当社に対し支払いを要する額は、別紙料金表により算出された請求額（消費税相当額を含みます。）とします。ただし、遅延損害金については、消費税相当額を加算しません。

2　料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。

（遅延損害金等）

第３６条　契約者は、料金の支払いについて指定の期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年１４.５％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とします。）によ

る遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して１５日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2　料金の支払遅延により当社が振込用紙を送付した場合、契約者は、その振込みに係る手数料を支払うものとします。

（債権の譲渡及び回収委託）

第３７条　契約者が各種料金等及びそれらに関する遅延損害金等、当社に対する金銭債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合、当社は、当該債権等を当社が指定する債権回収会社等に譲渡し、又はその回収業務を委託することがあります。

2　前項の場合において、契約者は、当社が債権の譲渡先又は回収委託先に対して、債権の回収及び譲渡手続きに必要な範囲で、契約者の契約情報（氏名、住所、生年月日、電話番号等）並びに債務の情報を開示・提供することにあらかじめ同意するものとします。

## 第６章　契約者の義務

（本機器の管理責任）

第３８条　契約者は、本サービスを利用するために設置した本機器について、善良なる管理者の注意をもって管理・監督する義務を負うものとします。

2　本機器について紛失又は盗難等が生じた場合は、契約者は速やかに当社へ通知するものとします。

（録画映像データ等の管理責任）

第３９条　本サービスにおいて撮影及び録画された映像データ等は、契約者自身の責任において適切に取り扱い、管理及び保管するものとします。

2　当社は、契約者が撮影及び録画した映像データ等について、閲覧、管理及び保存等は原則として一切行いません。ただし、当社による本機器の設置完了の確認、又は故障等の原因調査等の場合には、あらかじめ契約者に説明し、同意を得たうえで、当該映像データ等の閲覧等を行うことがあります。この場合において、当社は契約者に説明した目的以外で当該映像データ等を利用することは一切ありません。

（契約者以外の利用に関して）

第４０条　契約者は、利用者に本サービスを利用させる場合は、本約款等の内容を遵守させるものとし、利用者による本サービスの利用が適切に行われるよう、善良なる管理者の注意をもって監督する義務を負うものとします。

2　利用者が本サービスを利用し、第４４条（禁止事項）のいずれかに該当する行為を行った場合は、当社は本約款の各条項を適用するものとします。なお、契約者は、当社からの要請に基づき、速やかに当該行為を停止させ、再発防止の対応を講じなければなりません。

3　前項の規定に基づき、利用者の行為等により当社又は第三者に損害が生じた場合、契約者に当該行為の防止に関する過失が認められるときは、契約者は、当社又は当

該第三者に対してその損害を賠償する責任を負うものとします。

（著作権及び知的財産権）

第４１条　本サービスを構成するすべてのシステム、プログラム及びソフトウェア、又は本サービスに含まれるすべてのコンテンツ、広告、その他本サービスに関連して提供される素材（以下、「著作物」といいます。）の著作権、著作者人格権、著作隣接権、工業所有権（商標権、特許権、実用新案権、及びこれらを出願する権利）、不正競争防止法上の営業秘密、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、当社又は当社にその使用を許諾している権利者に帰属するものとします。

２　契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社又は当社にその使用を許諾している権利者の事前の書面又は電磁的方法による許諾なくして、著作物を方法の如何を問わず私的使用の範囲を超えて使用（他者への再配布、ウェブサイト及びSNS等への掲載等を含む）したり、複製若しくは改変したり、又は解析（リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等）をしてはならないものとします。

（第三者の権利）

第４２条　本サービスを利用して得られた映像データには、第三者の容貌、音声その他個人を識別できる情報が含まれる場合があります。契約者は、当該映像データを利用するにあたり、当該第三者のプライバシー権その他の権利を尊重し、配慮するものとします。

２　契約者は、前項の映像データを、当該第三者の許可を得ることなくインターネット上（ウェブサイト、SNS等を含みますがこれらに限られません）に掲載する等、第三者が閲覧できる状態にしてはならないものとします。

３　前二項の規定に違反したこと、又は契約者による映像データの管理不十分、誤用、第三者への開示等により生じた第三者との間のトラブル、紛争、損害等について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。また、当該トラブル等により当社に損害が生じた場合、契約者はこれを賠償するものとします。

（ID等の管理）

第４３条　当社は、契約者に次のID及びパスワード（以下、「認証情報」といいます。）を付与するものとし、契約者はその使用及び管理について、適切な管理責任を負うものとします。

（１）当社が提供するマイページID、パスワード。

（２）ＳＩＭ回線用マイページID、パスワード。

２　契約者は、付与された認証情報を他者に開示し利用させること、及び貸与、譲渡、売買、質入れ又は公開等を行うことはできないものとします。

３　契約者は、認証情報を失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。

４　契約者が管理責任を怠ったことにより認証情報が不正に利用され、他者がその認証

情報を使用して本サービスを利用した場合は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、その利用に係る責任は契約者が負うものとします。また、これにより当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償するものとします。

5　契約者は、認証情報が他者に知られた場合又は不正に利用されている疑いのある場合は、当社へ速やかにその旨を通知するとともに、当社からの指示がある場合はこれに従うものとします。また、当社がIDやパスワードの流出等による異常通信を検知した場合は、当社は本サービスの利用を一時的に制限し、その旨を契約者に通知するものとします。なお、契約者が前段の通知を行わなかったことで契約者が不利益を被った場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がない場合は、当社は責任を負わないものとします。

6　契約者は、契約終了日を以って、ID及びパスワードを利用する権利を失います。ただし、本条第１項第１号に定めるIDとパスワードについては、契約終了日から当社が指定する期間までは利用ができるものとします。

（禁止事項）

第４４条　契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

（１）本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、若しくはこれを予告・関与・助長するために用いること。

（２）本サービスを、第三者の権利、プライバシーの侵害及び個人情報の不正取得等、その他不正な目的をもって利用すること。

（３）本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること。

（４）本サービスを、契約者が利用権限を有しない貸与品を正当な理由無く利用・管理するために用いること。

（５）本サービスを第三者に再許諾したり、商業目的で使用する行為（ただし、当社が別に定めるものを除きます。）

（６）本サービスが接続しているサーバー若しくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること。

（７）専用アプリのアカウント及び当社が付与したID及びパスワード等を不正に使用し又は使用させること。

（８）本サービスを利用して、虚偽又は誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等し又は登録する行為。

（９）第三者の氏名その他の情報を不正利用する行為。

（１０）当社又は第三者の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為。

（１１）当社又は第三者の信用若しくは名誉を侵害し、又は第三者のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為。

（１２）本サービスの運営・提供若しくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、又はそれらに支障をきたす行為。

（１３）法令又は公序良俗に違反する行為。

（１４）コンピュータウイルスなど有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為。
（１５）本約款に定める内容に違反する行為。
（１６）その他、前各号に準ずる行為であって、当社の業務の遂行又は本サービスの提供に重大な支障をきたし、又はそのおそれがあると客観的に認められる行為。

## 第７章　設備等

（利用の停止）
第４５条　当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本サービスの利用を停止することができるものとします。
（１） この約款に定める契約者の義務に違反したとき。
（２）本サービスの利用料金の支払等、契約上の債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき。
（３）当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき。
（４）第４４条（禁止事項） の規定のいずれかに違反したとき。
（５）当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき。
（６）第１０条（申込の承諾及び成立）第４項 に定める申込の拒絶事由に該当するとき。
（７）前各号に掲げるほか、当社の業務の遂行又は本サービスの提供に重大な支障をきたし、又はそのおそれがあると客観的に認められる態様において本サービスを利用したとき。
２　当社は、前項の規定による利用の停止の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
３　当社は、本条第１項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が本条第１項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。
４　当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

（利用の中止）
第４６条　当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。
（１）火災、停電、天災等の不可抗力その他当社又はサービス提供元であるIIJの責めに帰すことができない事由に起因して本サービスの提供が不能又は困難になった場合。

（２）当社又はサービス提供元であるIIJの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
（３）当社又はサービス提供元であるIIJが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。

２　当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第２号により中止する場合にあっては事前に（定期的な保守・工事の場合にあっては１４日前までに）、同項第１号又は第３号により中止する場合にあっては事後速やかに、その旨並びに理由及び期間を通知（当社ウェブサイトへの掲載を含みます）するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（設置及び費用負担等）

第４７条　本サービスの利用に関して、本機器の設置は、契約者自身が行うか、又は契約者が当社（当社が設置を委託する者を含みます。）に依頼して行うものとします。

２　契約者は、使用上の注意事項を厳守して本機器を維持管理するものとします。契約者の責めに帰すべき事由により本機器又は工事箇所を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能等による場合は、別紙料金表に定める機器損害金を、それぞれ当社に支払うものとします。

（設置場所の変更）

第４８条　契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、本機器の設置場所を変更できるものとします。

（１）変更先が同一敷地内であり、かつ本サービスの設置条件を満たす場所の場合。
（２）変更先が第５条（サービスの提供区域）に定める区域内であり、かつ技術的に変更が可能な場所の場合。

２　契約者は、前項の規定により本機器の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

３　契約者は、設置場所の変更（移設工事等）に要する費用を負担するものとし、その詳細及び手続きについては第３２条（工事に関する費用の支払義務）の規定を準用するものとします。

（本機器の設置場所の無償使用等）

第４９条　契約者は、当社又は当社の指定する業者が本機器の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有又は占用する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。

２　契約者は、本機器の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、本機器の設置等に関し、その後苦情等が生じたときには、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約者は自らの責任と負担においてこれを解決するものとします。

（故障等の調査）

第５０条　契約者は、本機器又は本サービスに故障若しくは不具合が生じた場合、又はそのお

それがあると客観的に認められる場合は、速やかにその旨を当社に通知し、修理又は交換等の請求をするものとします。

2　前項の請求があった場合、当社は、サービス提供元であるIIJの通信網の稼働状況を確認し、又は契約者に対し本機器の再起動その他の切り分け作業への協力を求めることができるものとします。

3　前項の確認又は切り分け作業の結果、当社の通信回線及び本機器（メーカー保証期間内の自然故障等）のいずれにも問題がない可能性が高いと判断された後において、契約者の要請により当社が係員を現地に派遣した結果、故障又は不具合の原因が契約者の責めに帰すべき事由によることが判明したときは、契約者は、当該派遣に要した費用の額に消費税等相当額を加算した額（別紙料金表に定める出張費用等）を支払うものとします。

（本サービスの提供中止）

第５１条　当社又はサービス提供元であるIIJは、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

（１）当社又はサービス提供元であるIIJの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合。

（２）当社又はサービス提供元であるIIJがデータ通信サービスを提供するために接続する他の電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。

（３）当社又はサービス提供元であるIIJの電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合。

（４）第２４条（利用の制限）の規定によりデータ通信サービスの提供を制限する場合。

（５）機器等の予期せぬ動作不良、第三者による機器等への不正アクセス又は機器等のコンピュータウイルス感染により本サービスを提供できない場合。

（６）火災、停電又は天災地変等の非常事態によりデータ通信サービスの運営が不能となった場合。

（７）法令又は官公庁の命令等による措置に基づきデータ通信サービスの提供ができない場合。

（８）その他データ通信サービスの適正な運用上、当社又はサービス提供元であるIIJが本サービスの一時的な中止又は中断が必要であると客観的に認められる場合。

2　前項に規定する場合のほか、オプションサービスに関する利用について別紙料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その別紙料金表に定めるところによりそのオプションサービスの提供を中止することがあります。

3　前二項の規定によりデータ通信サービスの提供を中止するときは、予めそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（設備の修理又は復旧）

第５２条　当社は、当社又サービス提供元であるIIJはの設置した電気通信設備が故障し、又は

滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

| 順位 | 復旧する電気通信設備 |
|---|---|
| 1 | 気象機関に設置されるもの<br>水防機関に設置されるもの<br>消防機関に設置されるもの<br>災害救助機関に設置されるもの<br>警察機関に設置されるもの<br>防衛機関に設置されるもの<br>輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの<br>通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの<br>電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの<br>水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの<br>選挙管理機関に設置されるもの<br>別記１の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの<br>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの<br>国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第１順位及び第２順位に該当しないもの |

## 第８章　損害賠償等

（責任の制限）

第５３条　第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下、「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

２　前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被ったすべての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、各契約者が被った損害額の割合に応じて、損害限度額を比例配分した額となります。

３　当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により

その提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害の賠償請求に応じます。

4　前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

5　当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供が出来なかった場合は、本条の規定は適用しません。

（免責事項）

第５４条　当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

2　契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について、当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

3　本サービスは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、又は電波状況が著しく悪化した場合は、ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、本サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

4　契約者が本約款に定める事項に故意又は重大な過失をもって違反し、当社が本約款に定める第１８条（当社が行う契約解除）、第２４条（利用の制限）、第４５条（利用の停止）及び第５７条（サービスの休廃止）に定める対応を行ったときは、当社の講じた対応によって生じた契約者の損害等について、当社の責めに帰すべき事由がない場合は、当社は責任を負わないものとします。

5　当社は、本サービスに関連して契約者に発生した損害について、結果的損害、付随的損害及び逸失利益を含め、第５３条（責任の制限）又は前項に定める場合を除き、保証・賠償を行いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではありません。

6　契約者は、本サービスの利用及び利用結果について自らが責任を負うものとし、契約者による本サービスの利用に起因して第三者とトラブルが生じた場合、又は当該トラブルに関連して第三者から当社に対し、権利侵害の主張を伴うクレーム若しくは請求、或いは訴訟が提起された場合、契約者は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

## 第９章　雑則

（承諾の限界）

第５５条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（個人情報等の保護）

第５６条　当社は、本サービスの提供にあたり取得する契約者に関連する個人情報について、当社が公表するプライバシーポリシー（以下、「当社プライバシーポリシー」といいます。）に基づき適切に取り扱います。

２　当社プライバシーポリシーは、以下に記載するホームページ上で確認することができます。

【プライバシーポリシー】 https://www.ncv.co.jp/privacy-policy/

３　契約者は、ご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正又は削除を要求する権利があります。開示手続きに関してはこちらまでお問い合わせください。

【連絡先】株式会社ニューメディア 本社総務統括本部（お客様相談窓口）

【電話番号】０２３８-２４-２５２５

４　当社は、契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。ただし、契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去せず保存するものとします。

５　当社は、法令に基づく請求又は特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成１３年法律第１３７号）第５条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示することがあります。

（サービスの休廃止）

第５７条　当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に中断し、又は将来に向かって廃止することがあります。この場合、当社は、サービス終了日の２か月前（電気通信事業法上のやむを得ない事情がある場合は遅くとも１か月前）までに、契約しているすべての契約者に対して、次のいずれかの方法で通知するものとします。

（１）対面による説明。

（２）電話等。

（３）郵便、信書便その他の手段による書面の交付。

（４）電子メール又は当社ウェブサイトへの掲載。

２　本サービスの廃止に伴い、当社が契約者に対して通知する内容は次のとおりとしま

す。

（１）廃止するサービス名称及びその内容。

（２）廃止の日時。

（３）廃止の理由。

（４）廃止に関する問い合わせ窓口。

（５）代替サービス等の情報。

３　前二項の規定にかかわらず、天災地変や官公庁の命令、その他当社の責めに帰すべからざる緊急の事由により本サービスを廃止せざるを得ず、事前の告知が困難であった場合は、当社は、可能な限り速やかにその旨を契約者に通知又は周知するものとします。

（反社会的勢力等及び不当な要求行為の排除）

第５８条　契約者は、自らが、本約款に基づく利用契約の締結日において、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

（１）暴力団。

（２）暴力団員及び暴力団員でなくなった時から５年を経過していない者。

（３）暴力団準構成員。

（４）暴力団関係企業。

（５）総会屋等。

（６）社会運動等標ぼうゴロ。

（７）特殊知能暴力団等。

（８）前各号の共生者。

（９）その他前各号に準ずる者。

２　契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（１）暴力的な要求行為。

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為、又は社会通念上相当な範囲を超える頻度、時間、態様による要求行為。

（３）取引に関して、脅迫的、侮辱的、若しくは差別的な言動をし、又は従業員等の人格を否定する言動を伴う行為。

（４）風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて当社等の信用を毀損し、若しくは当社等の業務を妨害する行為、又はSNS等への投稿によりこれらを行う行為。

（５）当社の従業員等に対する執拗なつきまとい、無断撮影、又は心身の安全を脅かす言動。

（６）その他前各号に準ずる行為。

３　契約者は、当社が契約者に対して第１項又は第２項の該当性の調査（当社が関係機関等に当該調査を依頼する場合を含みます）を合理的な範囲で行うことに協力することに同意し、当社又は当該関係機関等が開示を求めた情報を開示するものとします。

4　次の各号のいずれかに該当し、本サービスの契約を締結すること、又は本サービスの契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との本サービスの契約について、解除等（本サービスの契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに本サービスを解除することをいいます。）を行うことができるものとします。

（1）契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（2）契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき。

（3）契約者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

（4）前三号に関する必要な調査等に応じないとき、又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき。

5　前項の規定の適用により、本サービスの契約が解除された場合、契約者は、本サービスの契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

6　前二項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

（債務及び義務の存続）

第５９条　契約期間中に生じた利用料又は解約時に生じた工事費等の契約者の債務及び本約款に定める契約者の義務は、本契約終了後も存続します。

（分離可能性）

第６０条　本約款のいずれかの条項又はその一部が無効又は違法とされた場合であっても、本約款の残りの条項又はその一部は影響を受けず、有効に維持されるものとします。また、当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、事業法及び関連の法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

（合意管轄）

第６１条　契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第６２条　この約款（この約款に基づく利用契約を含むものとします。）に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

（言語）

第６３条　本約款の正文は日本語版とし、他の言語への翻訳版との相違や矛盾が生じた場合、日本語版が優先して適用されるものとします。

(定めなき事項)

第64条　本約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

附則

本約款は、２０２６年１０月３０日から施行します。

遠隔オールインカメラ本体　一括購入割引に関する特約

本特約は、株式会社ニューメディア（以下、「当社」といいます。）と、対象商品の売買契約を締結される契約者との間で、一括購入時の割引条件を定めるものです。支払方法その他の本特約に定めのない事項については、すべて「遠隔オールインカメラサービス契約約款」（以下、「本体約款」といいます。）の規定が適用されます。

（一括購入時の割引）

第1条　契約者が、本体約款に定める支払方法のうち「一括払い」を選択した場合、当社は対象商品の本体価格から2,200円(税別2,000円)を割り引くものとします。

2　前項の割引は、本体約款の規定に基づき、一括払いによる決済が適正に完了した場合に限り適用されます。

3　契約者の都合により、一括払いによる決済が完了しなかった場合、又は購入後に分割払いへの変更を希望された場合は、本特約の割引は適用されません。この場合、契約者は割引前の本体価格（通常価格）を支払うものとします。

（本体約款との関係）

第2条　本特約の規定が本体約款の規定と矛盾・抵触する場合は、本特約の規定が優先して適用されるものとします。

別紙　料金表

※本書面に記載されている金額は、全て税込10%です。

1. 初期費用

| 品目 | 料金 |
|---|---|
| SIM申込手数料 | 3,300円 （税別3,000円） |

（1）SIM申込手数料は、SIMカード1枚ごとに生じます。

（2）SIMカードが初期不良の場合、再発行処理の手数料は生じません。

（3）亡失負担金は、再発行処理としてSIM申込手数料として請求するものとします。

（4）SIM申込手数料は、通信用回線の開通月の翌々月に請求となります。

2. 月額料金

| 品目 | 料金 |
|---|---|
| 基本料金 | 550円 （税別 500 円）（※1） |
| データ通信　3GB （※2） | 880円/ 1 SIM （税別800円） |

（1）月額料金は、設置した月の翌月から毎月請求となります。日割り計算は致しません。

※1　当社が指定するインターネット接続サービスをご契約の場合、550円(税別500円)が割引となります。

※2　データ通信量の有効期限は、当該月の翌月末日までとなります。

3. 追加利用料

| 品目 | 料金 |
|---|---|
| 追加クーポン利用料　100MB(※1) | 198円 （税別180円） |
| 追加クーポン利用料　1GB(※2) | 495円 （税別450円） |

（1）追加利用料は、追加を行った月の翌々月に請求となります。

※1　追加したデータ通信量の有効期限は、申込翌月から3か月後の月末までとなります。

※2　追加したデータ通信量の有効期限は、申込み当月末までとなります。

4. BBユニバーサルサービス料

| 品目 | 料金 |
|---|---|
| BBユニバーサルサービス料 （※1） | 2円/ 1 SIM （※2） |

（1）月末に本サービスをご利用の場合に、満額の計算となります。

※1　BBユニバーサルサービス料とは、人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和4年改正電気通信事業法等(令和5年6月16日施行)により、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたブロードバンドユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸

与するSIMカード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に従うものとします。
※2　基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額。番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、そのホームページ（https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/）で公開しています。

5.　遠隔オールインカメラ本体価格

| 品目 | 料金 |
|---|---|
| Anker Eufy 4G LTE Cam S330 | 43,560円/台　（税別　39,600円） |

（1）本機器は、24回割賦払いで購入することができます。この場合、契約者は「割賦販売契約約款」の規定に準じて、当社と割賦購入契約を締結するものとします。
（2）カメラ本体の保証期間は、第26条(カメラの購入について)に定める所有権移転日の翌日から起算して18か月です。
（3）「遠隔オールインカメラ本体　一括購入割引に関する特約」を締結した場合、表示金額より2,200円(税別2,000円)割引となります。
（4）カメラ本体価格は、第26条(カメラの購入について)に定める所有権移転日の翌月の請求となります。

6.　工事費

| 品目 | 料金 |
|---|---|
| 標準取付工事費 | 9,900円/台　（税別9,000円） |
| 特殊取付工事費 | 実費負担 |
| 訪問費 | 2,200円　（税別2,000円） |

（1）記載している金額は、遠隔オールインカメラ本体1台あたりの設置費用です。
（2）標準取付工事では、遠隔オールインカメラ本体と、それを給電するためのソーラーパネルを宅外に設置し、外壁にビスで固定いたします。
（3）標準工事費の範囲を超える作業については、超えた作業費用を実費負担いただきます。
（4）遠隔オールインカメラ本体の設置場所の変更、移転等を希望される場合は、当社が別途定める費用が発生します。
（5）工事費は、工事した完了した日の翌月に請求となります。
※1　新規引込工事と同時工事(同住所・同日時)の場合は発生しません。

7.　設定費

| 品目 | 料金 |
|---|---|
| 初回設定費 | 7,700円/台　（税別7,000円） |
| 変更設定費 | 5,500円/台　（税別5,000円） |

（1）設定作業には、操作説明を含みます。
（2）設定費は、設定が完了した月の翌月の請求となります。

8. 撤去費

| 品目 | 料金 |
| --- | --- |
| 撤去費 | 5,500円/台 （税別5,000円） |

（1）遠隔オールインカメラ本体取り外し後に発生する外壁のビス穴は防水処理（コーキングによる穴埋め処理）を行います。なお、防水処理（コーキングによる穴埋め処理）は、ビス穴の修復を目的としたものであり、外壁全体の補修を行うものではありません。

（2）取り外し後、外壁や住宅の他の部分に発生する可能性のある不具合や損傷については、当社はその責任を負いかねます。

（3）撤去費は、取り外しが完了した月の翌月の請求となります。

附則

本料金表は、2026年10月30日から適用します。